

議案第 8 9 号

職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年 2 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(通勤手当)

第10条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道4キロメートル未満である職員 1,600円

イ 使用距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である職員 2,700円

(通勤手当)

第10条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,200円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,800円

ウ 使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満

である職員 3,800円

エ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満

である職員 4,900円

オ 使用距離が片道10キロメートル以上12キロメートル未満

である職員 6,000円

カ 使用距離が片道12キロメートル以上14キロメートル未満

である職員 7,100円

キ 使用距離が片道14キロメートル以上16キロメートル未満

である職員 8,200円

ク 使用距離が片道16キロメートル以上18キロメートル未満

である職員 9,300円

ケ 使用距離が片道18キロメートル以上20キロメートル未満

である職員 1万400円

コ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満

である職員 1万2,300円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満

である職員 8,000円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満

である職員 1万1,200円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満

である職員 1万4,400円

サ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満
である職員 1万5,000円

シ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満
である職員 1万7,700円

ス 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満
である職員 2万400円

セ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満
である職員 2万3,100円

ソ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満
である職員 2万5,800円

タ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満
である職員 2万8,500円

チ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満
である職員 3万1,200円

ツ 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満
である職員 3万3,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満
である職員 1万7,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満
である職員 2万800円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満
である職員 2万4,000円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満
である職員 2万7,200円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満
である職員 3万400円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満
である職員 3万3,600円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満
である職員 3万6,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満
である職員 4万円

テ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満
である職員 3万6,600円

ト 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満
である職員 3万9,300円

ナ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満
である職員 4万2,000円

ニ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満
である職員 4万4,700円

ヌ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満
である職員 4万7,400円

ネ 使用距離が片道90キロメートル以上である職員 5万100
円

(3) 略

3 略

4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定
めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満
である職員 4万3,200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上である職員 4万
6,400円

(3) 略

3 略

4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定
めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道

その他の交通機関等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、前2項の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。

- (1) 通勤のため特別急行列車でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号及び第6項第2号において同じ。）を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の3分の

その他の交通機関等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、前2項の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。

- (1) 通勤のため特別急行列車でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号及び第6項第2号において同じ。）を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の

2に相当する額

(2)・(3) 略

5 略

6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち第2項第2号の人事委員会規則で定める職員を除く。）のうち、通勤のため自動車等（原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。）を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日（以下この項において「特定日」という。）に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動車等に係る通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項に定める額に第1号に掲げる額を加えた額（当該額が0円を下回るときは、当該額の絶対値に相当する額を差し引いた額）に第2号に掲げる額を加え、第3号に掲げる額を減じた額とする。

(1) 略

(2) その者が特定日における通勤のため利用しその利用に係

1に相当する額

(2)・(3) 略

5 略

6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち第2項第2号の人事委員会規則で定める職員を除く。）のうち、通勤のため自動車等（原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。）を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日（以下この項において「特定日」という。）に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動車等に係る通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項に定める額に第1号に掲げる額を加えた額（当該額が0円を下回るときは、当該額の絶対値に相当する額を差し引いた額）に第2号に掲げる額を加え、第3号に掲げる額を減じた額とする。

(1) 略

(2) その者が特定日における通勤のため利用しその利用に係

る特別料金等を負担する特別急行列車（その者が常例として利用するものを除く。）について人事委員会規則で定めるところにより算出した1月の通勤に要する特別料金等の額の21分の2に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(3) 略

7～9 略

る特別料金等を負担する特別急行列車（その者が常例として利用するものを除く。）について人事委員会規則で定めるところにより算出した1月の通勤に要する特別料金等の額の14分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(3) 略

7～9 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(人事委員会への委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。